

別表第2

(事業を開始していない期間や事業を休止していた期間がある場合の調整率)

令和6年度のうち、事業を開始していない又は事業の休止により障害福祉サービス事業を行わなかった期間 (本補助金を申請する日以降の予定も含む)	調整率
0日	12/12
1日以上1か月以下	11/12
1か月を超えて2か月以下	10/12
2か月を超えて3か月以下	9/12
3か月を超えて4か月以下	8/12
4か月を超えて5か月以下	7/12
5か月を超えて6か月以下	6/12
6か月を超えて7か月以下	5/12
7か月を超えて8か月以下	4/12
8か月を超えて9か月以下	3/12
9か月を超えて10か月以下	2/12
10か月を超えて11か月以下	1/12
11か月を超えて12か月以下	0

* 事業の休止とは、県に休止届を提出して障害福祉サービス事業を行わなかった期間が該当する。

* ある月のうち1日でも事業を開始していない日、あるいは休止している日がある場合、その月は全て障害福祉サービス事業を行わなかった期間にカウントする。

例えば、令和6年4月20日に指定を受けて事業を開始し、かつ令和6年7月15日から7月31日まで休止した場合、4月と7月の2か月が障害福祉サービス事業を行わなかった期間に該当する。

よって、障害福祉サービス事業を行わなかった期間は「1か月を超えて2か月以下」となり、調整率は「10/12」となる。

* 申請日以降の休止については、特に予定がなければ0日としてカウントする。